

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月10日

横浜市契約事務受任者
道路・交通政策局長 角野 智史

1 契約の概要

瀬谷区標識撤去工事

2 履行（納品）場所

瀬谷区内

3 契約日

令和8年3月3日

4 履行日又は履行期間

令和8年3月31日

5 契約概算額

2,640,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港北区大倉山6-29-34-101

みなと交通安全株式会社

代表取締役 土橋 健児

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

道路標識の点検委託の中で、標識柱についている貼紙防止シートを撤去した結果、想定より腐食が著しい標識があり、内部の状態を把握する詳細調査を行った。その結果、応急対応が必要な標識が見つかり早急に対処するため随意契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

全国道路標識・標示業神奈川県協会の中から、至急の対応が可能だった会社を選定した。

9 所管課

道路・交通政策局施設課